## 問題の所在

理史観を展開した。冥顕と道理は、ともに当時の重要な思想概念である。 管抄』七巻(承久二年[1220]成立)で「冥」「顕」の語を用いて特異な道 院政後期の天台僧慈円 (久寿二年 [1155] ~嘉禄元年 [1225]) は、 愚

間の世界」と訳した。また、慈円が「「冥」の世界を構成するものを「冥衆」大隅和雄は『愚管抄』における「冥顕」を「目に見えぬ神仏の世界と、人 つある。 なっている。 つが冥衆だとする大隅説は末木文美士や池見澄隆に採用され、今日通説と(4) げた。冥とは目視できない世界のことであり、仏神と権者、怨霊、邪鬼の四(③) 人」、「怨霊」、そして「天狗・地狗・狐・狸などの邪悪な魔物」の四つを挙 照大神と藤原氏の祖神である春日大明神=天児屋根命」と「化身・権化の と名付けた」とし、同書における冥衆として「皇祖神である伊勢大神宮=天(ダ) 近年では、この理解が『愚管抄』以外の冥顕論にも適用されつ

理解と研究法に修正を迫りたい。 三項でその道理史観を略述する。 に整理する。 れと密接に関連する道理史観も正しい理解を妨げられてしまっている。 く誤解したものだと考えられる。また冥顕論が大きく誤解されたことで、そ そこで本稿では、まず議論の前提として、第一項で先行研究の問題を簡単 しかし、結論を一部先取りして言えば、 第二項で『愚管抄』 これらの作業によって、従来の『愚管抄』 における 通説は 冥 の用例を分析し、 『愚管抄』の冥顕論を大き そして第

### 項 議論の前提

森

題もなかったものは見出し難い すべての先行研究が三つの問題を有していたということでないが、一つの問 従来の『愚管抄』 ] 研究には、少なくとも三つの問題があったと考えられる。

厚だとは言い難い。 多い。そのため『愚管抄』についての研究は、数量が厖大であるが蓄積が重 第一に、先行研究に殆んどあるいは全く言及しない、随筆のような研究が

ろう。またこれと関連して、少なくない研究が『愚管抄』の文を引用する時、(5) ことも大いに問題である。 それが何れの巻の何れの頁からのものかを付記せず、検証を困難にしている 通念により、そのような語句がどこかにあるに違いないと臆断したものであ 造引用した論文まである。これは恐らく、同書は末法思想の史論書だという 甚だしきに至っては、末法ノ世などという『愚管抄』に存在しない語句を捍 第二に、語彙や用例を分析せず、通念や印象に依拠したような研究が多い。

介した、貞応三年(1224)正月下旬成立の慈円自筆願文(『鎌倉遺文』三二殊に注意すべきは、赤松俊秀が青蓮院吉水蔵から発見し昭和廿三年に翻刻紹 ○二 [『山城青蓮院文書』])であろう。 そして第三に、慈円の消息願文などを『愚管抄』と混同した研究が多い。

でなく貞応三年の願文によって解釈するような嫌いも生じた。例えば同願文 史料の新出は当然慶賀すべきことであるが、 これ以後、 『愚管抄』を同書

両者を混同することは危険である。知れという観励もない。一方は平時の幼学書、他方は乱後の祈願文であり、管抄』では、冥を冥界のように境界に関連付けた用例も、夢によって未来をあり、冥顕は境を隔てて未来は夢によってのみ知られるという。しかし『愚の冒頭には、「冥顕隔」境、凡意易」迷。唯以」夢知二未来、従」古存二先規、」との冒頭には、「冥顕隔」境、凡意易」迷。唯以」夢知二未来、従」古存二先規、」と

つ、『愚管抄』の冥顕論と道理史観について考察していく。 を精査しつ これらのことから次項以降では、先行研究を整理し語彙用例を精査しつ

## 第二項 冥とは何か

析する作業が必要となる。の意味を特定するためには、その用例を分のため、ある文献における「冥」の意味を特定するためには、その用例を分とも謂う。また、より複雑な思想概念として用いられることも多かった。そ見得ないことまたは見難いことを謂い、転じて知り得ないことや知り難いこ言うまでもなく、「冥」は「顕」の対義語であり、幽昧昏闇の意である。

存在なのではないか」と述べている。 衆とは「神々や仏・菩薩など、[…]「正」の影響力をもつ限られた権威ある 衆とは「神々や仏・菩薩など、[…]「正」の影響力をもつ限られた権威ある た冥衆だとする根拠が示されていないことを批判し、『愚管抄』における冥 と権者、怨霊、天狗狐狸などの四種が冥衆だとしてきた。問題は、その結論 とが、過説は『愚管抄』における「冥」を不可視の意に解し、仏神

できないなどと述べていない。『愚管抄』には次の如くある。 殊に通説が冥衆四種の一つとした権者について、慈円は決してこれを目視

(1) というとは、明らかに誤りである。 (1) という。そのため、人としてあり、当時の人々はただの人だと思っていた、という。そのため、人としてあり、当時の人々はただの人だと思っていた、という。そのため、人としてをあり、当時ハタヾノ人ニコソ思マイラセテアルガ、オサナクテサスガニー・ン、其時ハタヾノ人ニコソ思マイラセテアルガ、オサナクテサスガニー・ジキ権者トハ其人ウセテノがニコソ思へ、聖徳太子イミジトハ申セる。

罰〕)と単字のもの八例(「冥」「冥ニ」「冥ノ」)となる。によって二分すれば、熟語におけるもの九例(「冥応」「冥加」「冥感」「冥衆」「冥では、『愚管抄』における「冥」は何を意味するのか。その用例十七を形

の一つ(前者の熟語における「冥」は、すべて仏神の意と見てよい。「冥衆」四例

道理ナリ。 (巻第七、三二五頁)顕ニハ「道理カナ」トミナ人ユルシテアレド、冥衆ノ御心ニハカナハヌ

であるため恐らく仏神を指していよう。それ以外の三例は、「人」と対比され「御心」と敬称されており、人以外の尊敬される存在

があるため恐らく仏神を指していよう。それ以外の三例 であるため恐らく仏神を指していよう。それ以外の三例

狐狸天狗などを『愚管抄』で斯く称した例は見出し得ない。すなわち田中などが指摘したように、「冥衆」とは仏神であり、権者や怨霊も、直前にある「宗廟社稷ノ神/\」「三宝諸天」と「神明」を意味している(巻第七、三四九頁)

また、「冥感」一例

ヲ申タリケルヲ〔…〕。 (巻第六、二九二頁) [〔…〕誠シク御祈請候テ、真実ノ冥感ヲキコシメスベク候」ト云ヨシ

と [冥応] 一例

う。「冥罰」一例は、それぞれ直前に「御祈請」と「仏神」があるため冥衆の感応の意であろ

一同ニ天道ニマカセマイラセテ、無道ニ事ヲオコナハヾ冥罰ヲマタルベ

直前に「天道」があるため明らかに冥衆の譴罰の意である。「冥加」ニキナリ。

は、

ヤウハ、カヘリテ冥加トゾヲボヘ候ニシ」トゾカタリ侍リケル。 『〔…〕サ候ハズハ猶モウチフセラレモヤシ候ハマシ。ソノ血ノカヽリ

ウシナイ候ニキ」トコソ申ケレ。 (巻第六、二七七頁) \* 「〔…〕カヽル者ヲ郎従ニモチテ候ハヾ、頼朝マデ冥加候ハジト思ヒテ、「〔…〕カヽル者ヲ郎従ニモチテ候ハヾ、頼朝マデ冥加候ハジト思ヒテ、(巻第四、二一九頁)

は、文脈からして恐らくやはり冥衆の加護の意であろう。

後者の単字の「冥」は、すべて道理や作為、作用が冥然として知り難いことの意である。道理が知り難いという意の用例(「冥」冥ノ」としては、「冥との意である。道理が知り難いという意の用例(「冥」冥ノ」としては、「冥との意である。道理が知り難いという意の用例(「冥」冥ノ」としては、「冥との意である。道理が知り難いという意の用例(「冥」、「冥ノ道理ノユクくとの意である。道理が知り難いという意の用例(「冥」、「冥ノ」としては、「冥との意である。道理が知り難いという意の用例(「冥」、「冥ノ」)としては、「冥との意である。

てのもの二例は次の如くである。 また、作為と作用についての用例(「冥ニ」)は四つあり、その作為につい

等ヲニク、モウタガイモヲボシメスコトハナキ也」。リノコトニテカハアルベキナレバ、冥ニ天道ノ御サタノホカニ、顕ニ汝ソノ仰セコトバ、、「[…] コノトモガラホロボサンズル逆乱ハイカバカソノ仰セコト

(巻第七、三四一~二頁)

因果ノコタへユクニヤ」トゾ心アル人ハ思フベキ。今ハ道理ニカナイテ必然ナリ。其上ハ平家ノ多ク怨霊モアリ、「只冥ニーのハー武士ガ世ニテ有ベシ」ト宗廟ノ神モ定メヲボシメシタルコトハ、作用についてのもの二例もこれらとほぼ同じである。

大ルバカリナリ。 (巻第七、三三九頁) ナルバカリナリ。 (巻第七、三三九頁) ナルバカリナリ。 ので、ラナジ事ナリ。 顕二ソノムクイヲハタサネバ冥ニのニマサリタル人ヲ過分ニ放言シツレバ、当座ニムズトツキコロシテリーマナハル、ナリ。怨霊ト云ハ、センハタで現世ナガラフカク意趣のヲムスビテカタキニトリテ、小家ヨリ天下ニモヲヨビテ、ソノカタキヲムスビテカタキニトリテ、小家ヨリ天下ニモヲヨビテ、ソノカタキヲカスビテカタキニトリテ、小家ヨリ天下ニモヲヨビテ、ソノカタキヲカク・シテ、讒言ソラ事ヲツレバ、当座ニムズトツキコロシテス人ノ損ズル事ハタットシテ、讒言ソラ事ヲリイダストコロナリ。タ、口ニテ一言、大間界ニハ怨憎会苦、カナラズハタストコロナリ。タ、口ニテ一言、大間界ニハ怨憎会苦、カナラズハタストコロナリ。タ、口ニテ一言、大問界ニハ怨憎会苦、カナラズハタストコロナリ。タ、口ニテ九頁)

「冥」の用法は決して同時代のそれを代表するようなものでなかった。 当時広く用いられていた冥途や冥府などの語は『愚管抄』になく、同書の究で冥界での意に解されてきたが、冥然との意と見るべきである。 このように、『愚管抄』における「冥」はすべて仏神か難知の意である。 究で冥界での意に解されてきたが、冥然との意と見るべきである。 ったら、『愚管抄』における「冥」とされていよう。これら「冥ニ」四例は先行研 でいまである。

# 第三項 道理の潜移と智解

論によって叙述された道理史観とは如何なるものであったろうか。 前項では、『愚管抄』における「冥」十七例を分析した。では、この冥顕

あり、善を行い悪を止めるという道理が燦然としている。このように内外古フ道理、諸悪莫作、諸善奉行トイフ仏説ノキラ(~トシテ」(巻第七、三二七頁)益することにある。また、「内外典ニ滅罪生善ト(イフ)道理、遮悪持善トイ意」(巻第六、三一七頁)というように、冥衆すなわち仏神の本意は衆生を利芸ノイツクシマノ明神ノ利生」(巻第五、二六五頁)、「仏神ノ利生」「利生ノ本芸円によれば、「三宝諸天ノ利生」「冥衆ノ利生」(巻第四、二〇〇頁)や「安

慈円は本朝史を七分し、その第一期について斯く述べた。 典に顕然としていて知り易い道理が、顕の道理に相当すると考えられる。

ク、皇子<~ウチツヾキテ八百四十六年ハスギニケリ。 神武ヨリ成務マデ十三代ハ、王法俗諦バカリニテイサ、カノヤウモナ

(巻第七、三二四頁)

ョリ十三代マデカ。 一、冥顕和合シテ道理ヲ道理ニテトヲスヤウハハジメナリ。コレハ神武

とも評される。

「一向国王世ヲ一人シテ輔佐ナクテ事カケザルベシ」(巻第三、一三○頁)テ、一向国王世ヲ一人シテ輔佐ナクテ事カケザルベシ」(巻第三、一三○頁)も不要であった。この時期は「最道理ハ十三代成務マデ、継体正道ノマヽニ通用した、という。そのため当時は天皇が親政し、皇位を長子に伝え、仏法通出乃至成務朝の十三代は、冥と顕の道理が和合しており道理がそのままで神武乃至成務朝の十三代は、冥と顕の道理が和合しており道理がそのままで

カルマジト云道理」(巻第七、三四六頁)が存在することになる。 たとえ仏神であっても動かし得ない。そのため、「世ノ末ニ世ノ中ハヲダシた。これは「法爾ノ時運」(巻第五、二六六頁)とも称される自然の時運であり、(E)、人の器量が悪くなり邪魔悪霊が力を逞しくしていくということにあっ間題は日本が減劫の時運にあって、百年に一歳ずつ寿命が短くなるととも問題は日本が減劫の時運にあって、百年に一歳ずつ寿命が短くなるととも

そこで仏神は、末代に及んでも日本が亡びないように、新しい道理を作ったりすでにある道理を作り変えたりしていく。これを慈円は「世中ノ道理ノたりすでにある道理を作り変えたりしていく。これを慈円は「世中ノ道理ノカ、ル道理ヲツクリカヘーヘシテ世ノ帯量果報ヲトロヘユクニシタガイテ、本国ノ世ノハジメヨリ次第ニ王臣ノ器量果報ヲトロヘユクニシタガイテ、本国ノ世ノハジメヨリ次第ニ王臣ノ器量果報ヲトロヘユクニシタガイテ、本国ノ世ノハジメヨリ次第ニ王臣ノ器量果報ヲトロヘユクニシタガイテ、と述べる。

察しなければならなかった。 は同朝の仏法伝来という事件から、その背後にある冥衆の冥然たる道理を推第三、一三七頁)を作った。この新しい道理が作られたことは明示されず、人仏法ノワタッリヌルウヘニハ、王法ハヱアルマジキゾ」トイフコトハリ」(巻しい道理は事件によって示される。例えば、仏神は欽明朝に「「仏法ナクテハ、しかし清水正之が指摘したように、原則として仏神は不言であり、その新

期を次の如く描写する。ていくかを正しく理解できない。本朝史を七分した慈円は、その第二、第三多くの人は道理が作り変えられていくことや、それが如何に作り変えられ

に齟齬するようになっていくとされる。 に齟齬するようになっていくとされる。

モ侍ルメレ」(巻第三、一四七頁)と説明する。 に多かれ少なかれ道理を知る人が登場し、天下は再興し国運は延長する。こに多かれ少なかれ道理を知る人が登場し、天下は再興し国運は延長する。こに多かれ少なかれ道理を知る人が登場し、天下は再興し国運は延長する。この推移を慈円は、「次第ニオトロヘテハ又オコリーーシテ、オコルタビハ、の推移を慈円は、「次第ニオトロヘテハマオーのほどに至る。ただし、その時々モノハナキニヤ」(巻第七、三二六頁)と歎かれるほどに至る。ただし、その時々モノハナキニヤ」(巻第三、一四七頁)と説明する。 仏神は人のためにますます道理を作り変えていくが、人は器量が衰えてい

来るという。 その多少に随って人の心や未来さえも知ることが出しかも智解があれば、その多少に随って人の心や未来さえも知ることが出

智フカキ人ハコノコトハリノアザヤカナルヲヒシト心へツレバ、他心智、 ౣ 、 、

夢よりも智解によって知るべきものであった。なども知ることが出来るとされている。『愚管抄』において冥顕や未来は、このように、人は学問して得た智解によって自ら冥顕の道理を、そして未来

### 洁 語

なども冥衆だという理解は臆測でしかない。ある、『愚管抄』における「冥」とは不可視の意であり、不可視の怨霊邪鬼のる、『愚管抄』における「冥」とは不可視の意であり、不可視の怨霊邪鬼く用いられてきたが、そのような用例は同書に存在しない。近年拡大しつつとして知り難いことの意である。先行研究では冥の世界などの分析概念がよ同書に十七例ある「冥」は、すべて仏神の意か、道理や作為、作用の冥然

を延長できるとされた。

ていている。では、この歴史思想の流れを汲んだ箇所もあるにせよ、『愚管抄』の道理とれまでの歴史思想の流れを汲んだ箇所もあるにせよ、『愚管抄』に着史観が極めて特異であることは疑いない。その道理史観と密接に関連した同史観が極めて特異であることは疑いない。その道理史観と密接に関連した同史観が極めて特異であることは疑いない。その道理史観と密接に関連した同

慈円『愚管抄』の冥顕論と道理史観

訓点や傍点、傍記、括弧、頁数を付し、改行を省いた。本稿で用いた史料の書誌は以下の通り。引用に当たっては適宜字体と句読を改め、

印書館)。『霊能真柱』…日本思想大系(岩波書店)。 …大正新修大蔵経(大蔵出版)。『説文解字』、『文選』、同六臣註…四部叢刊(商務『鎌倉遺文』…東京堂出版。『愚管抄』…日本古典文学大系(岩波書店)。『破邪論

管抄に於ける「道理」ということ」、『説林』一、1957、五一頁)。 「長でい世界」がある。加藤孝子も、「冥とは、顕に対する言葉で、顕の人間界を指すに対して幽界、あるいは神仏界をいうものと考えられ」云々と述べていた(「愚など参照)がある。加藤孝子も、「冥とは、顕に対する言葉で、顕の人間界を指すに対して幽界、あるいは神仏界をいうものと考えられ」云々と述べていた(「愚代語訳の背景には、「冥顕」を「幽界と明界。神仏界と人界」とした中島悦次『愚代語訳の背景には、「冥顕」を「幽界と明界。神仏界と人界」とした中島悦次『愚代語訳の背景には、「冥顕」を「幽界と明界。神仏界と人界」とした中島悦次『愚代語訳の背景には、「冥顕」を「幽界と明界。神仏界と人界」とした中島悦次『愚代語訳の背景には、「冥顕」を「幽界と明界。神仏界と人界」とした中島悦次『愚代語訳の背景には、「冥政・大隅和雄『愚管抄――全現代語訳――』、講談社、2012(初刊1971)、三大隅和雄『愚管抄――全現代語訳――』、講談社、2012(初刊1971)、三

なお、中島の「幽界と明界」という註釈は平田国学の幽顕論を髣髴させる。平田なお、中島の「幽界と明界」という註釈は平田国学の幽顕論を髣髴させる。平田ただけだ、とも考え得る。

- ――中世日本の歴史観――』、講談社、1999(初刊1986)、二五七頁。(2) 大隅和雄「神話から歴史へ」(第五章第二節、初出1984)、『愚管抄を読む
- 冥と顕――慈遍の著作を中心に――」、同前書、六五~六頁)、前川健一も池見の用に言葉をもって明示しなかったことも事実である」と述べ(「中世神道論におけるについて「冥・顕の関係性を剔抉したものとして、正鵠を射ているかと思われ魅力について「冥・顕命関係性を剔抉したものとして、正鵠を射ているかと思われ魅力にかえて――冥・顕論の地平――」(前掲、七頁)など。なお、船田淳一は大隅説『鎌倉仏教展開論』、トランスビュー、2008、二八〇~一頁)や池見澄隆「「序」『鎌倉仏教展開論』、トランスビュー、2008、二八〇~一頁)や池見澄隆「「序」「新倉仏教展開論」、トランスビュー、2008、二八〇~一頁)や池見澄隆「「序」

- 人の精神史――』」、『日本思想史学』四四、2012、二七九頁)。の用法とは必ずしも対応しない」と評している(「池見澄隆編著『冥顕論――日本いる「冥界」や「冥衆」について「あくまで分析概念であって、中世における実際
- リハテ、末法ニモイリニタレバ」(巻第七、三四〇頁)の一つしかない。化』二〇 五、1956、七七頁)ように「マコトニハ、末代悪世、武士ガ世ニナ(5) 『愚管抄』における「末法」の用例は、原田隆吉が指摘した(「愚管抄の論理」、『文
- 1957。(6) 赤松俊秀「愚管抄について」(初出1948)、『鎌倉仏教の研究』、平楽寺書店、
- 第六、二七五頁)などとある 「二心ナク祈請セサセラレケルニ、又アラタニトゲンズルツゲノアリケレバ」(巻て「二心ナク祈請セサセラレケルニ、又アラタニトゲンズルッゲノアリケレバ」(巻で、八一頁)が、これは過言である。例えば、慈円同母兄の九条兼実につい慈円と『愚管抄』――祈りと夢告――」、『寺小屋語学文化研究所論叢』二、慈円と『悉管抄』には夢告への言及がなく』云々と述べた(「晩年の
- れぞれ「幽昧也」「昏闇也」と註している。 門」(「雑体詩卅首」、『文選』巻第卅一維擬下)にある「冥冥」を李善と李周翰はそり) 例えば、許慎『説文解字』巻第七上冥部は「冥、幽也」と解し、また江淹「潘黄
- はある。 に「冥衆」はあるが顕衆はなく、また冥ノ仏神などはないが「顕ノ人」(本論後掲に「冥衆」はあるが顕衆はなく、また冥ノ仏神などはないが「顕ノ人」(本論後掲)なお、「冥」と「顕」は対義語であるが、その用法は完全な対称でない。『愚管抄
- 10) 田中綾子「『愚管抄』に見る「冥」の観念について」、『文学・史学』一七、一―」、『倫理学年報』二五、1976、一七〇頁)、「『一世における「『愚管抄」のいう「冥」は、こうした「悪神邪神」を包含しなで中心に――」、金子武蔵編『日本における理法の問題』、理想社、1970、一〇を中心に――」、金子武蔵編『日本における理法の問題』、理想社、1970、一〇四頁)、清水正之も「『愚管抄』における理法の問題』、理想社、1970、一〇世を中心に――」、『倫理学年報』二五、1976、一七〇頁)。

- (2) 『愚管抄』における冥顕の道理については、和辻哲郎の「冥の道理とは神的な道理、もしくは形而上的な道理であり、顕の道理とは自覚せられた道理、もしくは現下の用法は、平安以前の日本で多く見られたものでないが、先行仏典にもあり慈味での用法は、平安以前の日本で多く見られたものでないが、先行仏典にもあり慈味での用法は、平安以前の日本で多く見られたものでないが、先行仏典にもあり慈味での用法は、平安以前の日本で多く見られたものでないが、先行仏典にもあり慈悲に実現せられた道理、もしくは現理、もしくは形而上的な道理であり、顕の道理とは自覚せられた道理、もしくは現理、愚管抄』における冥顕の道理については、和辻哲郎の「冥の道理とは神的な道いろいとした(四八八頁)。
- い報復としている。

  ことを顕然たる知り易い報復とし、怨霊になって祟りを成すことを冥然たる知り難さるものと見るべきだ、との意である。後者では、放言された人が即座に刺し殺すがら平氏も源氏も滅んでしまったことは、怨霊のため因果が冥然と作用したことに云々は、宗廟の神が今を武士の世と定めたことは顕然としているが、そうでありな云とは、宗廟の神が今を武士の世と定めたことは顕然としているが、そうでありな正をは、宗廟の神が今を武士の世と定めたことは顕然としているが、そうでありな正をがある。
- している(「『愚管抄』に見る「冥」の観念につい\*\* 」[前掲]、五四頁)。 田中綾子も、『愚管抄』に死後と関連付けられた「冥」の用例がないことを指摘
- 現するとされる。(巻第六、三一七頁)というように、仏神の利生も半ばは人を待ち人を器として実(巻第六、三一七頁)というように、仏神の利生も半ばは人を待ち人を器として実ヲバナスル事ニテ侍レ」(巻第四、二〇〇頁)や「仏神ノ利生ノウツハ物トナリテ」) ただし、「冥衆ノ利生モ、又ナカバ、人ノ心ニノリテコソ、機縁ハ和合シテ、事)
- (6) 浅野明光は、「成住壞空の四劫により宇宙の展開を説明する仏教的世界観」が「愚管抄金篇の依つて以て立つ根本理念」「諸の道理の中、最も根本的なるもの」だと思想」二三、2014、第一章第二節「末代末法同異弁」)、同「拙著『摂関院政思想は、当時共有されていた漢学の末代観を仏教の四劫説で潤色しただけのもので思想は、当時共有されていた漢学の末代観を仏教の四劫説で潤色しただけのもので思想は、当時共有されていた漢学の末代観を仏教の四劫説で潤色しただけのもので思想は、当時共有されていた漢学の末代観を仏教の四劫説で潤色しただけのものでと思想』二三、2014、第一章第二節「末代末法同異弁」)、同「拙著『摂関院政期思想史研究』(前掲、と思想』二四、2015、第二章「末代観の形成と表現」)参照。
- 「前掲1、七○頁)。 して認めなければならなかったのである」と述べている(「愚管抄と神皇正統記」 へる力は持たなかつた」、「仏神の力を超越した法爾自然の力を歴史推移の原動力と )) 竹岡勝也も、「仏神と雖是〔時運…引用者註〕に依つて移り行く歴史の推移を支

ける「法爾」の用法はこれと同じである。内先生還曆記念会編『日本文学論攷』、文学社、1938)ように、『愚管抄』にお内先生還曆記念会編『日本文学論攷』、文学社、1938)ように、『愚管抄』におらない道理だとする。阪口玄章が指摘した(「愚管抄の道理観と解深密経」、垣によらない道理だとは如来の出世不出世なお『解深密経』巻第五如来成所作事品第八は、法爾道理とは如来の出世不出世

(8) 丸山真男はこの二文を引用し、「ここの表現で、つくりかえる主体が不明確なこ(B) 木山真男はこの二文を引用し、「ここの表現で、つくりかえる主体が不明確なこ(B) 丸山真男はこの二文を引用し、「この表現で、つくりかえる主体が不明確なこ(B) 丸山真男はこの二文を引用し、「ここの表現で、つくりかえる主体が不明確なこ(B) 清水正之「「機」と「勢」の弁証法――『愚管抄』の歴史意識――」、山本ひろ子編『神話と歴史の間で』(『歴史を問う』一]、岩波書店、2002、九~一二頁)参照。「四話と歴史の間で』(『歴史を問う』一]、岩波書店、2002、九~一二頁)参照。「神話と歴史の間で』(前掲)、二一四~五頁。

付記 本稿は、平成廿九年度科学研究費補助金(若手研究B)による研究成果の一部である。